

堺市立鳳中学校いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は、いじめが「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの生徒にも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」とあるという認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対に許さない意識をもつ。
- (2) いじめられた生徒の立場に立ち、できる限りの支援を行い、守り通す。
- (3) いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。特に、学級集団づくりに力をいれ、互いの人格を尊重し合い、安心し、自己有用感や充実感を感じられる学級づくりを行う。
- (2) 規範意識や集団の在り方についての理解を深めるために、道徳・人権教育・特別活動の充実を図る。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。また、教職員もカウンセリングマインドを持った対応を心がける。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 生徒理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などをしたり、誰かに相談したりすることにより発散させることを身につけさせる。
- (10) ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、情報モラルに関する指導を適切に実施するとともに、家庭や地域に対して携帯電話へのフィルタリングの導入等も含めた啓発を積極的に行う。
- (11) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や、外国人

- ・国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向
- ・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒や、原子力発電所事故により避難している生徒

3. 早期発見に向けて

いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われる場合もあるため、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

学校は、生徒が登校してから下校するまでのすべての時間において、全教職員が校内巡視を行う体制をとり、見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、実態把握に取り組む。

- (1) いじめの可能性を疑う。 (いじめ対応チェックリスト、生徒・保護者からの相談等)
- (2) 生徒の声に耳を傾ける。 (アンケート調査、教育相談等)
- (3) 生徒の行動を見守る。 (校内巡視等)
- (4) 保護者と情報を共有する。 (電話連絡・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。 (地域行事への参加、小中連携等)
- (6) 関係機関と連携する。 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、子ども相談所、家庭児童相談室との連絡会等)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を図る。

- (1) いじめられている生徒の安全を十分に確保し、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学校全体で連携し、組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、関係する生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめた生徒に対しては、人格の成長を第一として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (5) いじめた生徒には、行為の善悪を十分に理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (6) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (7) 犯罪行為に対しては、必要に応じて関係機関に相談し、連携した対応をとる。
- (8) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、支援に努める。
- (9) 重大事態への対処について、その重大事態の認知後、または生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあった際には、教育委員会に報告を行い、いじめ防止対策委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。
 - ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(10) いじめは単に謝罪をもって解消とせず、いじめに係る行為が3か月以上止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと等を考慮した上で判断する。

5. いじめアンケート調査・教育相談の実施

年間3回（各学期に1回）、いじめアンケート調査・教育相談を実施する。いじめアンケート調査を教育相談前に実施し、いじめについて相談しやすい環境を作り、早期に適切な対応を行う。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査・教育相談を実施する。

6. いじめ防止対策委員会の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、特別支援教育担当教諭を構成員とし、いじめ防止対策委員会を設置する。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が参加する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。また、いじめ問題への対応として、校内研修を実施する。

7. いじめ対応の評価について

いじめ対応に関する評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の実態把握や組織的な対応等が適切であったかについて評価し、改善に取り組む。

いじめ防止に関する年間指導計画			
月	学校行事等	いじめ防止に関する取り組み	担当者・関係諸機関等
4	入学式 授業参観	いじめ対策委員会（～3月） ※毎月開催 西堺協助力員連絡会（～3月） ※毎月開催	生徒指導担当 生徒指導主事・協助力員・警察署 教育委員会・子ども相談所
5	表札訪問	いじめアンケート① 教育相談① ネットいじめ防止教室	生徒指導主事
6	修学旅行 校外学習 期末テスト オープンスクール		生徒指導主事
7	青少年健全育成協議会 保護者懇談会① クラスマッチ	環境美化活動 いじめアンケート②	生徒会担当 生徒指導主事
8	夏季休業 堺市総合体育大会	生徒会のつどい 小中合同夏季研修	生徒会担当 研修担当
9	体育大会	教育相談② いじめアンケート③	生徒指導主事
10	文化活動発表会 オープンスクール		担当学年
11			
12	保護者懇談会② 期末テスト 冬季休業	いじめアンケート④	生徒指導主事
1	職業学習	いじめアンケート⑤ 教育相談③	生徒指導主事 生徒指導主事
2	学年末テスト クラスマッチ	非行防止教室	担当学年・堺少年サポートセンター
3	卒業式		

※新型コロナウイルス感染症による影響で日程の変更もあります。